



在トロント総領事館メールマガジンVOL111



在トロント総領事館からのメールマガジンを送信しています。

本メールはメールマガジンにご登録の方のみでなく、在留届にメールアドレスのある方及び旅レジ登録者の方にも送信しております。

さて、今月の主なトピックとしましては、以下のとおりです。

- ・衆議院小選挙区の区割りの改訂について
- ・にせ家主にご注意下さい
- ・海外安全情報（夏休みに海外へ渡航・滞在される方への注意喚起）

他にも参考となる情報が沢山ございますので、是非一度、最終段のリンクから当館ホームページ及びFacebookをご覧ください。

#### ●衆議院小選挙区の区割りの改定について

一票の較差を可能な限り少なくするため、関連法令の改正により、衆議院小選挙区の区割りが改定されました。新しい小選挙区の区割りは、平成29年7月16日（法令施行日）以降に実施される衆議院総選挙から適用されます。

在外選挙人証をお持ちの方は、日本での最終住所地（注1）により、投票対象の小選挙区が変更となっている可能性がありますのでご注意ください。

（注1）在外選挙人名簿登録申請時の国内最終住所地。本籍地の場合もあります。

ア 小選挙区の区割りが改定された19都道府県選挙区は次のとおりです

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県

小選挙区改定の詳細は、以下の総務省ホームページをご参照ください。

議院小選挙区の区割りの改定等について（総務省）

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuware/shu\\_kuware\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuware/shu_kuware_3.html)

イ 在外選挙人証の再交付申請について

今回の改定により小選挙区が変更となった方は、ご自身の在外選挙人名簿登録がない小選挙区の候補者に誤って投票し、投票が無効になるという事態（注2）を避けるため、在外選挙人証に記載されている衆議院小選挙区の記載を訂正するために、在外選挙人証の再交付申請を行うことをおすすめします。（再交付申請をしなくても、有効な投票をすることは可能です。）

（注2）例えば、在外選挙人証に記載されている小選挙区が「〇〇第1区」であり、今回

の改定により「〇〇第2区」に変更となった場合、在外選挙人証の記載どおり「〇〇第1区」の候補者に投票すると、無効票になります。

再交付申請手続きの詳細・申請書のダウンロードについては以下のリンク先ご参照ください。

登録申請の詳細

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

再交付申請書ダウンロード：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei05.pdf>

●ビザ申請手数料を徴収しようとする詐欺サイト等にご注意ください

最近、日本政府又は日本大使館を装って、ビザ申請手数料を徴収しようとする詐欺サイト、ソーシャルメディア、Eメールの存在が確認されています。査証申請は、直接日本の在外公館で行うか、個別に認められた代理申請機関を通じて行うことになっております。日本政府はこれらの詐欺とは一切関係ありませんので、十分ご注意ください。

●パスポートダウンロード申請書のパソコン等の利用環境の拡大

昨年からは在外公館で運用を開始しました「ダウンロード申請書」につきまして、これまで使用可能なパソコンのOS及びソフトウェアを、それぞれWindows及びAdobe Readerに限定していましたが、皆さまからのご要望等を踏まえ、7月13日から、インターネットを利用できる環境にある全ての方（ただし、携帯電話、ゲーム機器等を除く）が、Webブラウザ上で、ダウンロード申請書を入力・作成できるようになりましたのでお知らせします。

ダウンロード申請書のURLは以下のとおりですので、パスポートの申請の際は、ダウンロード申請書をご利用ください。

パスポート（旅券）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

●にせ家主にご注意ください

2017年5月12日のトロントスター誌において、家主と偽り海外からの留学生から不当に家賃収入を得ている者に関する記事が掲載されました。

トロントの非営利団体であるJapanese Social Servicesが以下ホームページで邦訳つきで注意喚起を発出しておりますところ、是非一度ご覧いただき、家の契約の際にはご注意ください。

<https://jss.ca/thestar-comarticle/>

当館の「安全の手引き」3.（4）住宅関連もご一読ください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html)

●ジャパン・レール・パスに関するご案内

6月1日からJRグループが販売しているジャパン・レール・パスは「日本国の旅券及び『在留期間が連続して10年以上であることを確認できる書類で、在外公館で取得したものの等』を有する方」が利用可能です。

詳細はジャパン・レール・パスのホームページをご覧ください。

[http://japanrailpass.net/about\\_jrp.html](http://japanrailpass.net/about_jrp.html)

在外公館で取得可能な書類については外務省ホームページをご覧ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23\\_002045.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23_002045.html)

#### ●安全対策「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」のご案内

昨年7月のダッカ襲撃テロ事件を踏まえたマンガで読める安全対策です。企業以外の方も是非一度ご覧ください。なお、無料通信アプリLINEにおいても「外務省海外安全情報」として公式アカウントを作成しましたので、検索の上是非ご登録願います。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)

#### ●年金受給資格短縮に伴う対応について

2017年8月より、年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。詳細は下記URLの1.(5)をご参照の上、ご自身で日本年金機構に直接お問い合わせ願います。

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/tansyuku/20170201.html>

#### ●「国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q&A」のご案内

法務省民事局が、戸籍等に関する様々な疑問につきご案内しています。

是非一度以下のURLからご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html>

●休館日のお知らせ（土曜日及び日曜日に加え、8月7日（月）、9月4日（月）は休館です）10月以降は当館ホームページをご確認下さい。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/consulate/consulate-1.html>

#### ●領事出張サービスのお知らせ

★8月10日（木） 10時から12時、トロント、JCCC

★9月14日（木） 10時から12時、トロント、JCCC

★9月26日（木） 11時から14時、ウォータールー、ホリデイインホテル

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji-1.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-1.html)

●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

たびレジは、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざというときの緊急連絡などが受け取れるシステムです。

もしものことを考えて、ご旅行の際は是非ご活用下さい。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

●海外安全 虎の巻2017が発行されました

以下からダウンロードして是非一度ご覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_01.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html)

●カナダにおける電子渡航認証システム（eTA）の義務化について

カナダに空路で渡航し、またはカナダで航空機の乗り継ぎをする際、電子渡航認証（eTA）が必要です。2016年11月10日以降はこの手続を行わなければ、カナダ行きのに搭乗できなくなりました。カナダ永住権保有者等一部の方は、eTAは不要となっておりますが、カナダ永住者（PR）カードまたはPR 旅行書類を携帯している必要があります。

○他方、2015年8月1日以降に就労／修学許可証を更新していても、同日以前に就労／修学許可証を取得している場合にはeTAが必要となっている模様です。また、航空会社が詳細を承知しておらず、空港のチェックインにてトラブルとなるケースも発生しているようですので、以下のURLからご自身でeTAが必要かにつきご確認いただき、必要な場合には取得していただきますようお願い致します。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-en.asp>

○詳しくは、カナダ市民権・移民省のウェブサイトをご覧ください。

申請公式ウェブサイト（カナダ市民権・移民省ウェブサイト）

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

カナダ・ビザアプリケーション・センター（VAC）

[http://www.vfsglobal.ca/Canada/Japan/important\\_information.html](http://www.vfsglobal.ca/Canada/Japan/important_information.html) 等にお問い合わせください。

●カナダ政府によるカナダ国籍保持者のカナダ旅券所持義務化について

カナダ政府の発表によると、2016年11月10日以降、カナダ国籍とその他の国籍を併せ持つ重国籍者が空路でカナダに入国する場合、当該飛行機に搭乗する際に有効なカナダ旅券の携帯が必要になりました。

カナダ移民局は、外国への出入国のためにカナダ旅券以外の旅券を携帯することが必要な重国籍者に対して、その旅券とカナダ旅券の両方を携帯するよう同局ホームページで案内しています (<http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp>)。

カナダ生まれでカナダ国籍を併せ持つ未成年の邦人の方にも適用されますので御注意ください。

詳細はカナダ移民局のホームページを御確認ください。

[http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp?\\_ga=1.46813038.83811881.1474405799](http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp?_ga=1.46813038.83811881.1474405799)

#### ●選挙権年齢の引下げ及び在外選挙人登録について

公職選挙法の改正により、2016年6月19日以降の国政選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられております。

海外からの投票には、あらかじめ国内最終住所地等の在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です（手続に一定期間を要します）。

年齢満18歳以上（2016年6月19日現在で満18歳となる方も含む）で在外選挙人証をお持ちでない方は、以下のホームページをご参照の上、早めに当館にて手続願います。

外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ：

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/senkyo\\_nenrei/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html)

#### ●在外選挙人証の登録お済みですか？

海外で実施される国政選挙（衆議院小選挙区・比例代表選出議員選挙、参議院選挙区・比例代表選出議員選挙と、それらの補欠選挙及び再選挙）にて投票を行うには、当館で申請を行い、在外選挙人証を取得する必要があります（お手元に届くまでに数ヶ月を要します）。先般実施された参議院議員選挙在外投票の際にも、投票の際に在外選挙人証が必要ということをご存じなかった方が来られ、投票できなかった事例がありました。

また、在外選挙人証をお持ちの方が、日本に一時帰国した際、住民届を作成し（転入届を行い）再び海外に転出した場合には、在外選挙人名簿から抹消されるため、お持ちの在外選挙人証は無効になり、再度登録し直す必要が生じますのでご注意ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/ryoji/ryoji.htm>

#### ●外務省海外安全情報

★夏休みに海外に渡航・滞在される方への注意喚起

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2017C148.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C148.html)

★アラブ首長国連邦、イエメン、サウジアラビア、バーレーン、エジプトによるカター

ルとの外交関係断絶に対する注意喚起

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2017C123.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C123.html)

★中国、香港及びマカオ：鳥インフルエンザのヒト感染例の増加

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2017C156.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C156.html)

★ハリケーン・シーズンに際しての注意喚起

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2017C101.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C101.html)

★感染症危険情報（ジカウイルス感染症：中南米、アジア・大洋州、アフリカ、米国フロリダ州の一部地域で発生）

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2016T160.html#ad-image-0](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2016T160.html#ad-image-0)

★ブラジルにおける黄熱の流行

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2017C097.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C097.html)

★狂犬病：もしかまれたらすぐに医療機関へ

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo.asp?infocode=2016C034>

★海外における麻しん（はしか）の発症に備えた注意

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo.asp?infocode=2016C030>

●「パスポート ダウンロード申請書」の先行運用開始のお知らせ

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3\\_001509.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001509.html)

●「海外安全対策動画」海外へ渡航するあなたへ～外務省からのお知らせ～

<https://www.youtube.com/watch?v=ibkvhwUgxcQ>

●スマートフォン向け「海外安全アプリ」のご案内

外務省では、スマートフォン（iOS及びAndroid）向けの「海外安全アプリ」を平成27年7月1日に公開しました。ダウンロードはこちらから。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

●パスポートの紛失・盗難に注意しましょう

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/chian/chian.html>

●マイナンバー制度について（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●日カナダ投資ビジネスガイドのご案内

本件「Canada in Japan, Japan in Canada」がCanadian Chamber of Commerce in Japanのサイトに掲載されましたのでご案内致します。

<http://www.cccj.or.jp/en/publications/canada-japan-business-guide>

●各種イベント情報

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/english/culture-education/events/eventscalendar.htm>

●国際交流基金日本語講座のご紹介

国際交流基金にて2016年7月より学習管理機能を備えた日本語学習プラットフォーム「JFにほんごeラーニングみなと」を一般公開しました。お子様の日本語学習等には是非ご活用ください。

<https://minato-jf.jp>

---

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード後、FAXで416-367-9392までご送付ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/ryoji/ryoji.htm>

---

●在トロント日本総領事館Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/?sk=welcome#!/JapanConsToronto>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/index.htm>

---

【配信停止】

★在トロント日本国総領事館メールマガジンにご登録の方で配信停止をご希望の方は停止理由（（例）●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jpまでご連絡

絡願います。

★たびレジに登録された方で配信停止を希望される方はたびレジお問い合わせメールまでご連絡願います。

\*本メールのうち、国以外の第三者が著作権その他権利を有する場合には許可なく使用することを禁じます。